

★ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第九十九号）（学事室）

一 改正の要旨

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係規則の規定を整理した。

規則名	改正の内容
住民基本台帳法施行細則	引用条項の整理など必要な規定の改正を行った。
広島県青少年健全育成条例施行規則	
私立学校法等施行細則	
クリーニング業法施行細則	
調理師法施行細則	
製菓衛生師法施行細則	
広島県立三次看護専門学校学則	
広島県立母子福祉センター管理運営規則	
広島県健康福祉センター管理規則	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	

二 施行期日

平成十九年十二月二十六日